

2015ワールドオールスタージョッキーズについて

2015ワールドオールスタージョッキーズを下記のとおり実施する。

なお、下記に定めのない事項については、競馬番組に公示されたとおりとする。

記

1. 競走名・施行日等について

競走名	施行日・競走番号	競走条件・施行距離(メートル)
2015 ワールドオールスタージョッキーズ第1戦 (国際騎手招待)	第2回札幌競馬第3日 第9競走	3歳以上 500万円以下 2,600(芝)
2015 ワールドオールスタージョッキーズ第2戦 (国際騎手招待)	第2回札幌競馬第3日 第11競走	3歳以上 1,600万円以下 2,000(芝)
2015 ワールドオールスタージョッキーズ第3戦 (国際騎手招待)	第2回札幌競馬第4日 第10競走	3歳以上 1,000万円以下 1,200(芝)
2015 ワールドオールスタージョッキーズ第4戦 (国際騎手招待)	第2回札幌競馬第4日 第12競走	3歳以上 1,000万円以下 1,800(芝)

2. 騎乗騎手について

(1) 騎乗騎手の人数

外国騎手5名、地方競馬代表騎手2名、本会代表騎手7名の計14名とする。

(2) 騎乗騎手の選出等

- ① 外国騎手については、アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアおよびアジア地区のなかから計5名を選出する。
- ② 地方競馬代表騎手については、平成27年7月28日(火)までに地方競馬全国協会から代表騎手および補欠騎手各2名(それぞれ1名は北海道所属の騎手とする)の推薦を受け、本会が決定する。
- ③ 本会代表騎手については、以下に定める順位により7名を選出する。なお、この場合において、以下に定める順位1により選出した騎手(平成27年東京優駿優勝騎手が本会所属騎手以外の場合は以下に定める順位2により選出した騎手)を除き、選出数は東西同数とする。また、勝利度数は、当該騎手が、中央競馬の競走、地方競馬指定交流競走および外国の競馬の競走(「理事長が指定する外国の競馬の競走等について」(平成7年理事長達第63号)により指定された競走であって、本会の騎手免許を受けていた期間に騎乗したものに限り)において、平成27年1月1日以降第2回福島競馬第8日・第3回中京競馬第8日・第2回函館競馬第6日までに騎乗して得た第1着の回数とする。(以下同じ。)

順位1 平成27年東京優駿優勝騎手(本会所属騎手が優勝した場合に限る。)

順位2 平成26年度JRA賞の騎手部門における「MVJ」受賞者。なお、順位1により選出された騎手と重複する場合は該当者なしとする。

順位3 勝利度数東西各上位1名の計2名（順位1および順位2により選出された騎手を除く。）

順位4 その他の騎手については、以下により選出する。

イ 本会の選考委員会において顕著な活躍を認められた騎手

ロ 前項に該当する騎手が定数に満たない場合は勝利度数上位の騎手

なお、騎乗馬決定前に、選出された騎手が騎乗できなくなった場合は、その騎手と同地区の勝利度数上位の騎手を補欠騎手として騎乗させる。

④ 以下の場合は、勝利度数上位の本会騎手を補欠騎手として騎乗させる。

イ 外国騎手または地方競馬代表騎手が平成27年8月22日（土）以降に騎乗できなくなったとき

ロ 本会代表騎手が騎乗馬決定後騎乗できなくなったとき

⑤ 前項の規定にかかわらず、出馬投票締切り後に騎乗予定騎手が騎乗できなくなった場合は、対象となる全ての競走に騎乗できる騎手であって、勝利度数上位の本会騎手を補欠騎手として騎乗させる。なお、複数の騎乗予定騎手が騎乗できなくなった場合は、原則として騎乗できなくなったことが判明した順に勝利度数上位の本会騎手を補欠騎手として騎乗させる。

⑥ 上記③、④または⑤において勝利度数が同数であった場合は、上記③で定める競走に騎乗して得た第2着以下のそれぞれの着順の回数のうち上位の着順を得た回数が多い騎手を勝利度数上位の騎手とみなす。なお、第2着以下のそれぞれの着の回数が同数であったときは抽選によりこれを決定する。

(3) その他

騎乗騎手は、本シリーズに関する全ての行事（インタビュー等を含む。）に参加することとする。

3. 出走馬の選定および騎乗馬の決定について

(1) 日時および場所

出走馬の選定 平成27年8月25日（火）11時 美浦トレーニング・センター出馬投票室

騎乗馬の決定 平成27年8月26日（水）11時 美浦トレーニング・センター出馬投票室

(2) 出走馬の選定

① 第1回特別登録馬のうち該当する競走条件が上位の馬14頭以内を出走できる馬として選定する。

なお、同一順位の馬が多数ある場合には抽選によって出走できる馬を選定する。選定されなかった馬は補欠馬とし、上記出走馬の選定方法に準じて補欠順位を付す。

② 出走馬の選定後、出馬投票締切りまでに疾病等により出走できなくなった馬がある場合は、補欠順位上位の馬から選定馬とする。

(3) 騎乗馬の決定

① 騎乗馬は、上記(2)の選定馬のなかから抽選により決定する。なお、各競走の出走予定馬を近走の成績等によりグループ分けした上で抽選を行う。

② 出走予定馬が14頭に満たない場合は、騎乗する騎手を補欠騎手以外の騎手のなかから抽選で決定する。

ただし、補欠騎手以外の騎手の人数が出走予定馬の頭数に満たない場合は、補欠騎手のうち勝利度数下位の騎手から騎乗できない騎手とする。

- ③ 前項において勝利度数が同数であった場合は、上記2の(2)の③で定める競走に騎乗して得た第2着以下のそれぞれの着順の回数のうち上位の着順を得た回数が少ない騎手を勝利度数下位の騎手とみなす。なお、第2着以下のそれぞれの着の回数が同数であったときは抽選によりこれを決定する。
- ④ 上記②、③にかかわらず、騎乗できない騎手となるのは1人につき1競走限りとする。
- ⑤ 騎乗馬の決定後、出馬投票締切りまでに疾病等により出走できなくなった馬がある場合は、出走できなくなったことが半明した順に補欠順位上位の馬から騎乗馬とする。
- ⑥ 出馬投票締切り後の出走取消等による騎乗馬の変更は行わない。

4. 出走奨励金・諸手当について

(1) 特別出走奨励金

- ① 競馬番組一般事項Ⅷの6の(3)により、出走馬の馬主に対し、下表のとおり特別出走奨励金を交付する。なお、競走を中止した場合、または決勝線への到達時間超過により失格した場合は、第10着以下の金額に相当する額を交付する。

競 走 名	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
ワールド・オールスタージ ョッキーズ 第 2 戦 (3歳以上 1,600万円以下)	910万円	360万円	230万円	140万円	91万円
	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着以下
	64万円	55万円	46万円	18万円	9万円
競 走 名	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
ワールド・オールスタージ ョッキーズ 第 3・4 戦 (3歳以上 1,000万円以下)	750万円	300万円	190万円	110万円	75万円
	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着以下
	53万円	45万円	38万円	15万円	8万円
競 走 名	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
ワールド・オールスタージ ョッキーズ 第 1 戦 (3歳以上 500万円以下)	530万円	210万円	130万円	80万円	53万円
	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着以下
	37万円	32万円	27万円	11万円	5万円

- ② 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には交付しない。
- イ 失格（決勝線への到達時間超過による失格を除く。）したとき。
- ロ 裁決委員が不相当と認めたとき。
- ハ 競走蹄鉄（装着時のでき上り厚さ9ミリ以下、最大部分の幅22ミリ以下、重さ125グラム以下のもの）を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員が肢蹄保護のためやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(2) 出走奨励金

- ① 競馬番組一般事項Ⅷの6の(1)および(3)により、出走馬の馬主に対し、下表のとおり出走奨励金を交付する。なお、競走を中止した場合、または決勝線への到達時間超過により失格した場合は、第10着以下の金額に相当する額を交付する。

競 走 名	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着以下
ワールド・オールスタージ ョッキーズ 第2戦 (3歳以上, 600万円以下)	127万円	109万円	91万円	36万円	18万円
ワールド・オールスタージ ョッキーズ 第3・4戦 (3歳以上, 1,000万円以下)	105万円	90万円	75万円	30万円	15万円
ワールド・オールスタージ ョッキーズ 第1戦 (3歳以上 500万円以下)	74万円	63万円	53万円	21万円	11万円

- ② 前項の規定にかかわらず、上記(1)の②の各号のいずれかに該当する場合には交付しない。

(3) 特別出走手当

- ① 競馬番組一般事項Ⅸの1の(1)および(3)から(6)における競馬番組で特に定めた競走とし、第3戦の出走馬の馬主に対して396,000円を、また、第1戦、第2戦および第4戦の出走馬の馬主に対して426,000円を着順にかかわらず交付する。
- ② 競馬番組一般事項Ⅸの1の(7)に該当する場合には交付しない。

(4) 騎乗手当

- ① 競馬番組一般事項Ⅸの4における競馬番組で特に定めた競走とし、競走に騎乗した騎手に対し、騎乗1回につき500,000円(税込)の騎乗手当を交付する。
- ② 上記3により決定した騎乗騎手が、出走馬不足、出走取消、競走除外等、騎手本人の責によらず騎乗できなかった場合は、前項に定める騎乗手当相当額を交付する。

5. 騎手表彰について

(1) 騎手表彰順位の決定

- ① 騎手が騎乗した馬の着順により、下表のとおり点数を1競走毎に与え、その合計得点で順位を決定する。

着 順	第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着
点 数	20点	15点	13点	11点	10点	6点
着 順	第7着	第8着	第9着	第10着	第11着以下	
点 数	5点	4点	3点	2点	1点	

- ② 出走馬不足、出走取消、競走除外等、騎手本人の責によらず騎乗できなかった場合は、5点を与える。また、競走中止の場合は最下位と同じ点数を与える。
- ③ 以下の各号のいずれかに該当する場合には、点数を与えない。
- イ 騎手本人の責により騎乗できなかったとき
 - ロ 騎手が騎乗停止以上の処分を受けたとき
 - ハ 失格したとき
- ④ 同着の場合は、各同着者に対し、着順に応じた点数を与える。

(2) 騎手表彰の内容

- ① 上記(1)により決定された順位の上位3名に対し表彰を行い、以下のとおり賞金を交付する。
また、優勝者には賞品を交付する。

第1位 3,000,000円 および トロフィー

第2位 2,000,000円

第3位 1,000,000円

- ② 上記2の(2)において選出した騎手を外国騎手および地方競馬代表騎手チームと本会代表騎手チームとに分け、上記(1)により与えられた得点の合計が多いチームに対し表彰を行い、賞品を交付する。

なお、上記2の(2)の④のイおよび⑤により、本会騎手が外国騎手または地方競馬代表騎手の補欠騎手として騎乗する場合は、当該騎手は外国騎手および地方競馬代表騎手チームに含めることとする。

また、両チームの合計得点が同点であった場合は、上位の着順を得た回数が多いチームに対し表彰を行い、賞品を交付する。

6. その他

(1) 特別登録・出馬投票について

- ① 出走できる馬は、平成26年8月30日(土)以降平成27年8月23日(日)まで平地競走(地方競馬指定交流競走および理事長が別に定める外国の競走を含む。)に出走した馬に限る。
- ② 第1回特別登録した馬のうち上記3の(2)の①により選定されなかったために第2回特別登録できなかった馬の馬主に対し、第1回特別登録料相当額を交付する。
- ③ 出走馬として選定された場合は、疾病等やむを得ない場合を除き、出馬投票を行うことを前提として特別登録を行うこと。

(2) 各競走の負担重量について

各競走の負担重量は、4歳以上58kg、3歳56kg、牝馬2kg減とする。

なお、本シリーズの各競走においては、南半球産馬の負担重量の減量は適用しない。

(3) 騎手表彰における同順位の場合の賞金の取扱い

賞金を等分して交付することとし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げる。

(4) 招待騎手の災害補償

地方競馬代表騎手の災害補償については、「日本中央競馬会騎手災害補償」は適用しない。